

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議開催事業委託業務仕様書

1 業務名

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議開催事業委託業務

2 目的

地球温暖化防止対策については、これまでの一般的な普及啓発では、全県的な盛り上がり十分ではないことから、県では、県民総ぐるみの「地球温暖化防止県民運動」を継続的に実施していく契機とするため、県内各界各層の関係団体等で構成する「地球温暖化防止県民運動推進会議」を平成20年度に設置し、県民運動の開始を宣言するとともに、全県民が一体となった、実践的な温暖化対策を展開している。

令和5年度においては、県地球温暖化対策実行計画の改定に合わせ、その改定内容を広く周知し、県民総ぐるみで温室効果ガス削減に取り組む社会的気運の醸成を図るための会議（イベント）を開催する。

3 委託上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）までとする。

5 業務委託内容

(1) 会議（イベント）の実施

ア 会議（イベント）の企画及び運営

イ 会場（音響、照明、舞台装置等を含む）借上げ、設営・撤去

ウ 参加者の募集

(2) 会議（イベント）の要件

ア 開催時期：令和6年2月頃（予定）

イ 開催場所：愛媛県内

ウ 対象者：地球温暖化防止県民運動推進会議会員（20市町及び265企業・団体）をはじめとする県民

エ 募集人数：300名程度

オ 参加費：無料

(3) 会議（イベント）における留意点

ア 当日のプログラム

当日のプログラムについては、以下の項目を含むとともに、県民の行動変容のきっかけとなるような新たな提案や工夫を盛り込んだものとする。

・開会挨拶（知事予定）

- ・改定県地球温暖化対策実行計画の概要説明（令和5年12月に改定予定）
- ・地球温暖化対策に関する講演

イ 参加者の募集

- ・地球温暖化防止県民運動推進会議会員への周知にとどまらず、県民に対して、新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスターなど、効果的な広報・募集方法があれば提案すること。
- ・参加者の受付、決定及び連絡を行うこと。

ウ 会議に係る対応

- ・会議を開催するために必要な会場借上げ、会場設営、会場サイン、司会者・講師・手話通訳者・会場スタッフの手配及び連絡調整、当日配布資料（当日プログラム、講演資料等）の作成・印刷、当日受付（欠席者への対応を含む。）、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。
- ・会場の予約については、県内施設の予約状況を勘案し、あらかじめ県が適切な施設の予約を行うことがある。

エ 地球温暖化対策に関する講演

- ・会議（イベント）における講演については、講演者の選定及び講演内容について企画・提案内容に含めること。講演者の選定にあたっては、専門的な内容だけでなく、参加者が、地球温暖化対策を我が事として捉え、温室効果ガス削減に取り組む社会的気運の醸成に繋がる内容を講演できる者を選定すること。

オ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

- ・開催にあたっては、状況に応じて新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施すること。

カ その他

- ・事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

6 事業計画書及び報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに会議の実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し県の検査を受けること。
- ・委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できる画像データを提出すること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先との業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転する。
- ・広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の経費は委託金額に含むものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。